平成２１年（フ）第４２１号
千葉市美浜区高浜１丁目14番５棟705号
破産者　石川　良次
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９５２号
千葉市若葉区金親町184番地の１
破産者　齋藤　啓一
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816番地１108―34
破産者　有限会社ヤマダ建材リース
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
奈良県葛城市疋田214番地１
破産者　ヒラタライフエレクトロニクス株式会社
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第９号
茨城県鹿嶋市平井894番地
破産者　株式会社幸友建設
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第５２号
茨城県潮来市あやめ１丁目13番13号茂木ビル４階
破産者　医療法人百伸会
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第５３９号
千葉県市川市八幡４丁目17番14号
破産者　御子神英夫
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９４７号
千葉市花見川区畑町1771番地３
破産者　宍倉　明美
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９４８号
千葉市花見川区畑町1771番地３
破産者　宍倉　宏文
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第２５４７号
横浜市都筑区早渕１丁目28番21号
破産者　株式会社新生企画
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０４１号
神奈川県大和市南林間１丁目９番１号
破産者　株式会社メディアロコ
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６２号
三重県三重郡菰野町大字宿野字神明田447番地４
破産者　株式会社シャカール
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８８８号
愛知県愛知郡長久手町五合池1122番地
破産者　有限会社うさぎ屋
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８８９号
愛知県愛知郡長久手町五合池1122番地
破産者　有限会社幸輪
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４６８号
愛知県一宮市玉野字冨士裏９番地の１
破産者　株式会社マルケイコンドー
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３３５号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字野方71番地の６
破産者　有限会社ササキエクスプレス
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成１９年（フ）第３６６１号
大阪市福島区福島７丁目12番１号
破産者　貴晶企画株式会社
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第３６６２号
神戸市中央区南本町通６丁目３番市営新生田川住宅17号棟13階10号室、住民票上の住所大阪府豊中市寺内２丁目11番３―301号
破産者　岡部　由美
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５６１号
広島市中区中町９番26号
破産者　有限会社Ｗｉｔｈ　Ａｒｔ
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１０７９号
熊本市水道町３番22号
破産者　株式会社プリティ
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第６０７号
東京都町田市金森1719番地７メゾン雅102
破産者　鈴木　秀治
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１００７号
東京都立川市柴崎町５丁目５番19号
破産者　山中　正樹
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部